

令和4年第2回（6月）

川口市議会定例会

一般議案

令和4年第2回（6月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第	51号	川口市税条例等の一部を改正する条例……………	1
議案第	52号	川口市租税特別措置法関係事務手数料条例の一部を改正する 条例……………	6
議案第	53号	川口市立青木会館設置及び管理条例……………	7
議案第	54号	川口市立アートギャラリー設置及び管理条例の一部を改正す る条例……………	11
議案第	55号	川口市立文化財センター設置及び管理条例の一部を改正する 条例……………	15
議案第	56号	川口市都市計画法関係事務手数料条例の一部を改正する条例…	19
議案第	57号	川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……	20
議案第	58号	工事委託契約の締結について（東北本線蕨・南浦和間芝陸橋 改修工事委託）……………	21
議案第	59号	工事請負契約の締結について（サン・ショッピングパーク改 修工事）……………	22
議案第	60号	工事請負契約の締結について（沼田公園整備工事（その1））…	23
議案第	61号	工事請負契約の締結について（沼田公園整備工事（その2））…	24
議案第	62号	工事請負契約の締結について（オートレース場5号館改修工 事）……………	25
議案第	63号	財産の取得について（消防ポンプ自動車（CD-I型））……	26
議案第	64号	財産の取得について（コンテナ式多用途資機材搬送車（支援 車II型））……………	27
議案第	65号	財産の取得について（高規格救急自動車）……………	28
議案第	66号	財産の取得について（消防団ポンプ自動車（CD-I型））…	29
議案第	67号	専決処分の承認について（令和3年度川口市一般会計補正予 算）……………	30
議案第	68号	専決処分の承認について（令和3年度川口都市計画土地区画 整理事業特別会計補正予算）……………	32

議案第	69号	専決処分の承認について（川口市税条例の一部を改正する条例）	34
議案第	70号	専決処分の承認について（川口市支所設置条例の一部を改正する条例）	36
議案第	71号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立本町保育所）	38
議案第	72号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立南平保育園）	39
議案第	73号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市老人福祉センター青木たたら荘）	40
議案第	74号	市道路線の認定について（神根第783号線）	41
議案第	75号	市道路線の認定について（安行第63-2号線ほか2路線）	42
議案第	76号	市道路線の認定について（安行第463-13号線ほか1路線）	43
議案第	77号	市道路線の認定について（戸塚第148-1号線）	44
議案第	78号	市道路線の認定について（戸塚第488-1号線）	45
議案第	79号	市道路線の廃止について（安行第63号線）	46
議案第	80号	人権擁護委員の候補者の推薦について	47
議案第	81号	人権擁護委員の候補者の推薦について	48

議案第 51号

川口市税条例等の一部を改正する条例

(川口市税条例の一部改正)

第1条 川口市税条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第18条の4中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の8第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第36条の3第2項中「附記された」を「付記された」に改め、同条第3項中「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第74条の3中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

附則第8条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第11条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項本文」を「附則第15条第15項本文」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第9

項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第17条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

附則第18条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第19条の3の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第19条の3の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第19条の3の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの」を「確定申告書にこの」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第23条の2中「第15項から第17項まで、第26項、第34項、第37項、第39項若しくは第43項」を「第14項から第16項まで、第25項、

第 3 3 項、第 3 6 項若しくは第 4 0 項」に改める。

附則第 2 4 条の 6 中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第 2 4 条の 7 を削る。

(川口市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 川口市税条例等の一部を改正する条例（令和 3 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち川口市税条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 1 6 歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢 1 6 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中川口市税条例第 3 6 条の 3 の 2 及び第 3 6 条の 3 の 3 の改正規定並びに同条例附則第 8 条の 3 の 2 第 1 項、第 1 8 条の 2 第 3 項及び第 2 4 条の 6 の改正規定並びに同条例附則第 2 4 条の 7 を削る改正規定並びに第 2 条並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 5 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中川口市税条例第 3 3 条、第 3 4 条の 8 及び第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書の改正規定並びに同条例附則第 1 7 条の 3 第 2 項、第 1 9 条の 3 の 2 第 4 項及び第 1 9 条の 3 の 3 の改正規定並びに次条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 第 1 条中川口市税条例第 1 8 条の 4 の改正規定 令和 6 年 4 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の川口市税条例（以下「新条例」という。）第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1 号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき第 1 条の規定に

よる改正前の川口市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 前条第2号に掲げる規定による改正後の川口市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 52号

川口市租税特別措置法関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市租税特別措置法関係事務手数料条例（平成11年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、第63条第3項第5号イ」を「又は第63条第3項第5号イ」に改め、「又は第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イ」を削り、同条第2号中「、第63条第3項第6号」を「又は第63条第3項第6号」に改め、「又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 53号

川口市立青木会館設置及び管理条例

(設置)

第1条 本市は、市民の文化の向上及び社会福祉の増進に寄与することを目的として、青木会館（以下「会館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
川口市立青木会館	川口市青木3丁目3番1号

(業務)

第3条 会館は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会議室及びコミュニティルーム（以下「会議室等」という。）の利用に関すること。
- (2) その他第1条に規定する目的を達成するために必要な事業に関すること。

(職員)

第4条 会館に館長その他必要な職員を置く。

(利用の手続等)

第5条 会議室等を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、会議室等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の利用を許可しない。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 会議室等を毀損するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とした催し等が行われるおそれがあるとき。
- (4) その他会館の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の規定により会議室等の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更の禁止)

第8条 利用者は、会議室等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、管理上特に必要があると認めるとき、又は利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の利用の許可の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 利用の許可の条件に違反したとき。

(3) 利用の許可の申請に偽りがあったとき。

2 市は、利用者が前項各号のいずれかに該当することにより、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、会議室等の利用を終えたときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。前条第1項の規定により利用の停止又は利用の許可の取消しを受けたときも、同様とする。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(使用料)

第11条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、利用者が会議室等を公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため利用する場合で、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付等)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第14条 会館を利用する者は、その責めに帰すべき理由により会館の施設又は設備を毀損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

別表（第11条関係）

施設区分 \ 時間区分	午前 9時～正午	午後 1時～4時30分	夜間 5時30分～9時30分
コミュニティルームA	円 720	円 840	円 960
コミュニティルームB	660	770	880
会議室A	1,330	1,560	1,780
会議室B	820	960	1,100
会議室C	700	820	940

備考

- 1 午前と午後又は午後と夜間にわたって利用する場合の中間時間の使用料は徴収しない。
- 2 超過時間の使用料は、1時間につき、許可を受けた会議室等の当該使用料の1時間当たりの額とし、1時間未満は、1時間として計算する。
- 3 市外居住者の利用又は市外居住者を主たる対象とする利用に係る使用料の額は、規定使用料の額にその5割に相当する額を加算した額とする。

- 4 使用料を計算する場合において、使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 54号

川口市立アートギャラリー設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立アートギャラリー設置及び管理条例（平成17年条例第67号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「展示室A、展示室B」を「展示室」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第5条 ギャラリーの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第6条 指定管理者は、ギャラリーにおいて次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条に規定する業務に関すること。
- (2) 利用の許可に関すること。
- (3) 施設、設備及び美術作品等の維持、管理及び軽易な修繕に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理に関する業務で教育委員会が特に認めるもの

第17条を第21条とする。

第16条中「者が」を「者は」に、「設備、」を「設備又は」に改め、同条ただし書中「認めた」を「認める」に改め、同条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定の取消し等の特例）

第20条 教育委員会は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理に係る業務を停止したとき、又は指定管理者を指定することができないときは、ギャラリーの管理を行うものとする。

2 前項の規定により教育委員会がギャラリーの管理を行う場合におけるこの条例の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、教育委員会規則で定める。

第15条ただし書中「認める」を「認めて別に定める」に、「ことができる」を

「ものとする」に改め、同条を第18条とする。

第13条及び第14条を削る。

第12条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の2条を加える。

(観覧料等)

第16条 ギャラリーに展示する美術作品等を観覧しようとする者は、観覧料を納付しなければならない。ただし、市長が当該美術作品等の観覧につき観覧料を徴収しないこととしたときは、この限りでない。

2 観覧料の額は、別表第1に定める金額を超えない範囲内において、その都度指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 展示室等利用者は、利用の許可を受けたときは、展示室等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

4 利用料金の額は、別表第2に定める金額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

5 第1項及び第3項の場合において、当該納付された観覧料及び利用料金（以下「観覧料等」という。）は、指定管理者の収入とする。

(観覧料等の減免)

第17条 指定管理者は、市長が特に必要と認めて別に定めるときは、観覧料等を減額し、又は免除するものとする。

第11条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「あると認める」を「あるものとして教育委員会が別に定める」に改め、同項第1号中「規則」を「教育委員会規則」に改め、同条第2項中「市は」を「市又は指定管理者は」に改め、同条を第14条とする。

第10条中「第8条第1項」を「第10条第1項」に改め、「により」の次に「展示室等の」を加え、同条を第13条とする。

第9条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2号中「設備、」を「設備又は」に改め、同条第4号中「ある」の次に「ものとして教育委員会が定める」を加え、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(入館の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 伝染性の患者
- (2) ギャラリーの施設、設備又は美術作品等を毀損するおそれがある者
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある動物又は物品を携行する者
- (4) ギャラリー内の秩序を乱し、又は乱すおそれがある者
- (5) その他ギャラリーの管理上支障がある者

第8条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第7条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「により」の次に「展示室等を」を加え、「教育委員会が別に」を「指定管理者が教育委員会の承認を得て」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(開館時間)

第7条 ギャラリーの開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、ギャラリーに入館することができる時間（以下「入館時間」という。）は、午前10時から午後5時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て同項の開館時間及び入館時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 ギャラリーの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たる場合は、その直後の休日でない日）
 - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- 別表第1中「第6条」を「第16条」に改め、同表備考第5号を削る。

別表第2中「第13条」を「第16条」に、「使用料（）」を「利用料金（）」に改め、「又はこれらの者で構成される団体」を削り、「左記」を「市民等」に改め、同表備考第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「在学する者」の次に「又は構

成員の2分の1以上がこれらの者である団体」を加え、同表備考第2号を削り、同表備考第3号中「使用料」を「利用料金」に改め、同号を同表備考第2号とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 55号

川口市立文化財センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立文化財センター設置及び管理条例（平成18年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

川口市立文化財センター旧田中家住宅	川口市末広1丁目7番2号
-------------------	--------------

第3条第1項中「センター」を「川口市立文化財センター」に改め、同条第2項の表旧田中家住宅の項を削る。

第5条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、同条に次の2項を加える。

2 川口市立文化財センターは、前項に規定するもののほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 展示室及び分館の公開に関すること。
- (2) 歴史自然資料館の映像ギャラリー及び展示室の利用に関すること。

3 川口市立文化財センター旧田中家住宅（以下「旧田中家住宅」という。）は、第1項に規定するもののほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 当該施設の公開に関すること。
- (2) 茶室及び日本間の利用に関すること。

第6条中「センター」の次に「（第21条に規定する指定管理者が管理するものを除く。）」を加える。

第18条を第24条とする。

第17条中「展示資料」を「展示資料等」に改め、同条を第20条とし、同条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第21条 センターのうち教育委員会が法人その他の団体に管理を行わせることとしたものについては、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するものをいう。以下同じ。）に管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第22条 指定管理者は、当該指定管理者が管理するセンター（以下「指定センター」という。）において次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条に規定する業務に関する事。
- (2) 利用の許可に関する事。
- (3) 施設、設備及び展示資料等の維持、管理及び軽易な修繕に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理に関する業務で教育委員会が特に認めるもの

(指定管理者が管理を行う場合における読替え)

第23条 第21条の規定により指定管理者が指定センターの管理を行う場合におけるこの条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条ただし書及び第8条ただし書	教育委員会が特に必要と認めるときは、	指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て
第9条	入場料を納付しなければならない	金額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めた入場料を納付しなければならない。この場合において、当該納付された入場料は、指定管理者の収入とする
第10条、第11条、第12条、第14条及び第15条第1項各号列記以外の部分	教育委員会	指定管理者
第11条第6号	ある	あるものとして教育委員会が別に定める
第15条第1項	あると認める	あるものとして教育委員会が別に定める
第15条第2項	市	市又は指定管理者
第16条の見出し、第17条第2項、第18条及び別表第2	使用料	利用料金

第16条	使用料を納付しなければならない	金額を超えない範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めた茶室等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。この場合において、当該納付された利用料金は、指定管理者の収入とする
第17条	市長は	指定管理者は
第17条及び第18条ただし書	ことができる	ものとする
第17条第1項第4号及び第5号並びに第2項第2号並びに第18条ただし書	認める	認めて別に定める
第19条第2項	市長	指定管理者

第16条第1項中「第12条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条を第19条とし、第15条を第18条とする。

第14条の見出し中「減免」を「免除」に改め、同条第1項中「第7条第1項及び第2項」を「第9条」に改め、同条第2項中「減額し、又は」を削り、同条を第17条とし、第13条を第16条とし、第12条を第15条とし、第11条を第14条とする。

第10条中「第8条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第9条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第1条に規定する目的に反するとき。

第9条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(入所の制限)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入所を拒み、又は退所を命ずることができる。

(1) 伝染性の疾患者

- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある動物又は物品を携行する者
- (4) センター内の秩序を乱し、又は乱すおそれがある者
- (5) その他センターの管理上支障がある者

第8条第1項中「茶室等」を「旧田中家住宅の茶室及び日本間並びに歴史自然資料館の映像ギャラリー及び展示室（以下「茶室等」という。）」に改め、同条を第10条とする。

第7条第1項中「センター」を「川口市立文化財センター」に改め、「展示室」の次に「、旧田中家住宅又は郷土資料館」を加え、同条第2項を削り、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

（開所時間）

第7条 センターの開所時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休所日）

第8条 センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たる場合は、その直後の休日でない日）

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで

別表第1中「第7条」を「第9条」に改める。

別表第2中「第13条」を「第16条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 56号

川口市都市計画法関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市都市計画法関係事務手数料条例（平成11年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「第60条」を「第60条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 57号

川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

川口市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 58号

工事委託契約の締結について

次のとおり工事委託契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 委 託 名 東北本線蕨・南浦和間芝陸橋改修工事委託
- 2 履 行 場 所 川口市芝塚原1丁目地内
- 3 契 約 の 方 法 随意契約
- 4 契 約 金 額 266,605,544円
- 5 契 約 の 相 手 方 埼玉県さいたま市大宮区錦町434番地4
東日本旅客鉄道株式会社

執行役員大宮支社長 大西 精治

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 59号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 サン・ショッピングパーク改修工事
- 2 工 事 場 所 川口市栄町3丁目地内
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 200,741,200円
- 5 契 約 の 相 手 方 埼玉県川口市道合24番地の2
大五興業株式会社

代表取締役 川 井 美 加

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 60号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 沼田公園整備工事（その1）
- 2 工 事 場 所 川口市大字辻ほか地内
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 179,226,300円
- 5 契 約 の 相 手 方 埼玉県川口市西川口3丁目7番33号
株式会社菅土木

代表取締役 熊谷 貴洋

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 61号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 沼田公園整備工事（その2）
- 2 工 事 場 所 川口市大字辻ほか地内
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 226,196,300円
- 5 契 約 の 相 手 方 埼玉県川口市鳩ヶ谷本町3丁目23番4号
株式会社埼玉植物園

代表取締役 岩 澤 勤

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 62号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | オートレース場5号館改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 川口市青木5丁目21番1号 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 2,068,000,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 埼玉県川口市本町4丁目11番6号
川口土建・申明特定建設工事共同企業体 |

埼玉県川口市本町4丁目11番6号

川口土木建築工業株式会社

代表取締役 古 川 元 一

埼玉県川口市並木4丁目14番5号

申明建設株式会社

代表取締役 青 木 祥 禎

上記代表者

川口土木建築工業株式会社

代表取締役 古 川 元 一

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 63号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 消防ポンプ自動車（CD-I型）
- 2 納入場所 川口市芝下2丁目1番1号
- 3 納入者 東京都千代田区外神田5丁目5番11号 小西ビル1階
長野ポンプ株式会社東京営業所
所長 藤井利男
- 4 数量 1台
- 5 取得価格 48,730,000円

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 64号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の種類別 | コンテナ式多用途資機材搬送車（支援車Ⅱ型） |
| 2 | 納入場所 | 川口市芝下2丁目1番1号 |
| 3 | 納入者 | 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番24号 小峰ビル
5階
帝商株式会社埼玉営業所
営業所長 伊藤 昌弘 |
| 4 | 数量 | 1台 |
| 5 | 取得価格 | 82,280,000円 |

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 65号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 高規格救急自動車
- 2 納入場所 川口市芝下2丁目1番1号
- 3 納入者 埼玉県川口市栄町1丁目16番12号
埼玉トヨタ自動車株式会社川口店
店長 岩崎 邦夫
- 4 数量 2台
- 5 取得価格 41,888,000円

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 66号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 消防団ポンプ自動車（CD-I型）
- 2 納入場所 川口市芝下2丁目1番1号
- 3 納入者 埼玉県川口市安行吉蔵163番地
埼玉消防機械株式会社東部営業所
所長 保 泉 和 男
- 4 数 量 2台
- 5 取得価格 46,200,000円

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 67号

専決処分の承認について

令和3年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

令和3年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

川口市長 奥ノ木 信 夫

令和3年度川口市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度川口市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 老人福祉費	地域介護・福祉空間整備推進事業	6,879 千
8 土木費	4 都市計画費	鳩ヶ谷庁舎施設整備費	19,800
		元郷駅六間通り線（2工区）街路整備事業	27,867
		南浦和前川線街路整備事業	4,941
		南鳩ヶ谷駅西口駅前通り線街路整備事業	948
		里地区住宅市街地総合整備事業	24,760
		芝東第4地区住宅市街地総合整備事業	5,640
9 消防費	1 消防費	消防自動車購入費	4,070

2 変 更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良事業	12,000千	43,920千
	4 都市計画費	芝地区住宅市街地総合整備事業	51,993	58,593

議案第 68号

専決処分の承認について

令和3年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

令和3年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

川口市長 奥ノ木 信 夫

令和3年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
2 土地区画整理事業費	6 石神西立野特定事業区画整理費	石神西立野特定事業費	56,444 千円
	7 安行藤八特定事業区画整理費	安行藤八特定事業費	49,420
	8 里事業区画整理費	里事業費	103,574

2 変 更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
2 土地区画整理事業費	1 新郷東部第2事業区画整理費	新郷東部第2事業費	246,570千円	320,170千円
	3 芝東第4事業区画整理費	芝東第4事業費	191,300	228,080

議案第 69号

専決処分の承認について

川口市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

川口市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

川口市長 奥ノ木 信 夫

川口市税条例の一部を改正する条例

川口市税条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第11条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「同条第9項」を「法附則第15条の9第9項」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第13条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第20条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の川口市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 70号

専決処分の承認について

川口市支所設置条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

専 決 処 分 書

川口市支所設置条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年4月12日

川口市長 奥ノ木 信 夫

川口市支所設置条例の一部を改正する条例

川口市支所設置条例（昭和22年告示第40号）の一部を次のように改正する。
第2条の表神根支所の項管轄区域の欄中「在家、」を「安行領在家、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 71号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立本町保育所

- 2 指定管理者となる団体の名称

川口市本町3丁目9番21号

社会福祉法人ひふみ会

理事長 吉田 優

- 3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 72号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立南平保育園

2 指定管理者となる団体の名称

川口市芝下3丁目21番31号

学校法人若芝学園

理事長 矢 作 一 夫

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 73号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市老人福祉センター青木たたら荘

2 指定管理者となる団体の名称

川口市青木3丁目17番11号

社会福祉法人川口市社会福祉協議会

会長 奥ノ木 信 夫

3 指定の期間

令和4年10月1日から令和10年3月31日まで

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 74号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	幅員 (m)	延長 (m)
神 根 第783号線	大字赤山字源長寺上知1095番3地先	大字赤山字曲輪465番3地先		6.0 ～ 14.5	185.2

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

認定路線位置概図



議案第 75号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)	
安 行 第63-2号線	大字安行慈林字下村中880番2地先	大字安行慈林字子ノ神215番7地先		1.8	129.2	①
安 行 第63-3号線	大字安行慈林字小井戸187番6地先	大字安行慈林字子ノ神215番7地先		5.0	86.3	②
安 行 第63-4号線	大字安行慈林字小井戸188番3地先	大字安行慈林字子ノ神278番11地先		5.0	123.9	③

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

認定路線位置概図



議案第 76号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)	
安 行 第463-13号線	大字安行吉蔵字根堤311番5地先	大字安行吉蔵字根堤301番35地先		5.0	104.3	①
安 行 第463-14号線	大字安行吉蔵字根堤301番39地先	大字安行吉蔵字根堤301番15地先		5.0	37.3	②

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

認定路線位置概図



議案第 77号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
戸 塚 第148-1号線	大字差間字立野橋前86番25地先	大字差間字立野橋前86番21地先		4.0	38.6

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

認定路線位置概図



議案第 78号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	幅員 (m)	延長 (m)
戸塚 第488-1号線	戸塚鉄町17番32地先	戸塚鉄町17番49地先		5.0	76.2

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

認定路線位置概図



議案第 79号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第 6 3 号 線	大字安行慈林字下村中880番2地先	大字安行慈林字子ノ神218番地先		1.8	178.4

令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

廃止路線位置概図



議案第 80号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

栗原嘉章 昭和28年4月25日生 川口市中青木1丁目6番20号
令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 栗原嘉章
生年月日 昭和28年4月25日
現住所 川口市中青木1丁目6番20号

平成11年 6月 川口市PTA連合会会長
平成12年 9月 有限会社山嘉工機製作所代表取締役
平成25年10月 人権擁護委員
平成28年10月 人権擁護委員
令和 元年 5月 青木地区連合町会長
令和 元年10月 人権擁護委員

議案第 81号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

小林友子 昭和29年3月12日生 川口市並木3丁目9番6号
令和4年6月2日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 小林友子

生年月日 昭和29年3月12日

現住所 川口市並木3丁目9番6号

平成 元年 4月 株式会社精光堂取締役

平成19年12月 民生委員・児童委員

平成25年10月 人権擁護委員

平成26年 9月 川口市社会福祉協議会法人後見支援員

平成28年10月 人権擁護委員

令和 元年10月 人権擁護委員